

令和4年度硫黄島及び南鳥島における 再生可能エネルギー等導入実証事業 公募要領

令和4年12月
環境省地球環境局

環境省では防衛省と連携し、過酷な環境下にあり、系統連結もない離島(硫黄島及び南鳥島)において、再・省・蓄エネ等を最大限活用し再エネの主力化や、物資供給も容易ではなくなる甚大な台風等の有事の際にも必要な設備等が稼働できるよう、メンテナンスフリー化・レジリエンス強化に資する分散型エネルギーシステム構築に向けた実証事業を実施していきます。

本要領により、令和4年度より開始する事業における実施主体を募集しますので、応募に当たってはこれを熟読していただくようお願いします。本要領を熟読せずに応募された結果生じる応募書類の不受理や、応募期限に間に合わない等の事態については、当方は一切の責任を負いません。

目次

1. 本事業の目的と性格
2. 本事業の対象、実施期間等
3. 本事業の応募要件及び実施体制
4. 公募から採択までの流れ
5. 応募に当たっての留意事項
6. 応募書類及び手続
7. その他

1. 本事業の目的と性格

環境省では脱炭素社会実現に向けて、系統連携のない、離島等において、再・省・蓄エネルギー等を最大限活用し地域の再エネ主力化・レジリエンス強化の促進を加速化し、2050年カーボンニュートラルなグリーン社会の実現を強力に推進している。また、防衛省では、離島や僻地に多数存在している自衛隊の基地において、災害等発生時の拠点となるため、必要な電力の安定確保・途絶対策が特に重要となっている。

本事業では系統連携のない硫黄島及び南鳥島(以下、「両島」という。)の自然環境・形態・状況等を踏まえ、再生可能エネルギー等の導入をすることを目的とします。

2. 本事業の対象、実施期間等

(1) 本事業の対象について

本公募においては、両島における、過酷な環境下における再生可能エネルギー等の導入及びレジリエンス強化に資するエネルギーシステムの構築を行う事業者を募集します。採択に当たっては、審査委員会においてヒアリング審査等を行います。

< 両島における再エネ導入及びレジリエンス強化に資するエネルギーシステムの導入 >

2050年カーボンニュートラルの実現及び離島等におけるレジリエンス強化に向け、再・省・蓄エネルギー等を最大限活用は不可欠である。本事業では、両島における再生可能エネルギー等の導入及びレジリエンス強化に資するエネルギーシステムの構築を行うため、以下の(a)~(d)に示す実証事業を行う。

なお提案に当たっては、「令和2年度硫黄島及び南鳥島における再生可能エネルギー等導入に向けた調査・検証委託業務」及び「令和3年度硫黄島及び南鳥島における再生可能エネルギー等導入に向けた調査・検証委託業務」を踏まえ提案を行うこと。

(a) 再生可能エネルギー等の導入及び実証

① 実証設備の導入

両島のような小規模単独系統に変動性再エネ電源を導入する場合、導入割合が高くなるにつれて電力品質や系統安定性への影響が大きくなる。そのため、両島への再生可能エネルギーの最大限導入に向けては、現状の系統運用を踏まえた段階的な再生可能エネルギーの導入が必要となる。本事業では、将来的な再生可能エネルギー等の最大限活用に向け、太陽光発電、系統安定化装置(蓄電池、EV、省エネ機器等)、可制御負荷及びこれら機器を統合制御するEMS等を導入し効率的に運用することで、両島におけるCO2排出量の削減及びレジリエンスの強化を図る。

実証設備の導入においては、以下を考慮すること。

- ・ 事業実施期間内で導入及び実証を完了すること。
- ・ 設備の構築においては、系統安定化対策に必要な設備や監視制御装置等を含み、将来的な再エネの最大限導入に向け、拡張性を持たせたシステム構成とすること。なお、導入する設備及びシステム等については、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」等に準拠したものとする。
- ・ EVを導入する場合には両島における道路状況を踏まえ、4輪駆動のものを用意するなど考慮すること。
- ・ 設備の仕様においては、両島へのアクセスの困難さ、両島特有の課題(塩害、硫黄害及び台風等)を踏まえ、導入後の設備に係る運用・維持管理について現地にて対応可能なものであるとともに、現地の作業負担を可能な限り低減できるものとする。
- ・ 硫黄島においては、掘削を伴わない既設建屋屋上へ太陽光発電設備を設置すること。

② 実証及び評価

①の実証設備を導入後、電力系統への影響評価、導入効果の評価(CO2削減量、燃料消費削減量等)を行う。評価に当たっては、評価条件や方法等についても整理すること。

(b) 運用・維持管理方法及びメンテナンス計画の立案

- ・ (a)にて導入した実証設備の運用を通じて、可能な限り現地の作業負荷を増やすことなく、効率化・簡素化した運用・維持管理方法や、離島における塩害等の過酷な自然環境を踏まえたメンテナンス計画を立案すること。
- ・ (a)にて導入する系統安定化対策に必要な設備、監視制御装置等について、サイバーセキュリティに関する計画を立案すること。

(c) 再生可能エネルギー等の最大限導入ロードマップ案の作成

(a)の実証結果を踏まえ、両島における再生可能エネルギー等の最大限導入ロードマップ案を作成すること。なお、ロードマップ案には以下を含むこと。

- ・ 将来的な再エネ最大限導入に向けた設備の種類、容量
- ・ 再エネ導入拡大に伴い課題となる慣性力や短絡容量を確保するために必要となる系統安定化対策
- ・ 再エネ設備の種類、設置場所に応じた通期の環境調査

(d) 他離島への展開に活用可能な再エネ最大限導入拡大手法の整理

本事業で検討した内容を精査し、小規模離島における一般的な再エネ最大限導入拡大手法を整理すること。

本事業への応募に当たっては、事業全体及び各年度の工程案を作成し提出すること。

(2) 予算額について

本事業の令和4年度の予算額は3.5億円を上限とします。令和5年度以降の予算額は原則同額程度としつつ、事業予算及び中間評価における査定を踏まえ各年度に決定します。

(3) 事業実施期間等について

契約日から令和7年度までとします。

毎年度の事業の達成目標をあらかじめ設定し、目標の達成について自己評価を行っていただきます。設定した目標の達成状況等については、各年末頃に中間評価を行うこととし、事業継続の可否について審査します。

なお、後年度において所要の予算が措置されることを前提とするものであり、複数年度の事業の実施を保証するものではありません。また、複数年度の事業の場合に、2年目以降の事業費を見積もることになりますが、2年目以降の事業費については、所要の予算額が措置されなければ減額する可能性もありますので、あらかじめご承知おきください。

感染症の蔓延や天災等の不可抗力により業務の進捗が大幅に遅れ、その遅れの取り戻しに努力しているものの、当初の実施期間のままでは所期の成果の達成が困難な状況であるが、実施期間を延長することによって所期の成果が生み出される十分な見込みがあると認められる場合には、事業の実施期間全体の予算を増加させないことを前提に最大1年間までの延長を認めることがあります。

3. 本事業の応募要件及び実施体制

(1) 事業に参画する者の要件

①、②の要件どちらも満たすこと。

①所属に関する要件

本事業に参画する者(事業を実施する者)は、国内の民間事業者・団体等に所属し

ている民間事業者等とします。ここで「民間事業者等」とは、以下に該当するものとします。

- ア 民間企業
- イ 大学、高等専門学校
- ウ 地方公共団体
- エ 国立又は独立行政法人と認められる機関
- オ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人のうち事業に必要な設備・実証事業者を有するもの
- カ 特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人のうち事業に必要な設備等を有するもの
- キ その他支出負担行為担当官（環境省地球環境局長）が適当と認める者

※事業代表者が所属する機関等が設立から3年未満の場合は以下要件を満たすことを条件とします。

- a. 当該分野に関する技術基盤を有すること。
- b. 経営基盤として原則、以下に該当しないこと。
 - ・破産、再生手続開始、会社整理開始又は会社更生手続開始の申し立てを受けて、又はしている。
- c. 開発成果を実施できる体制があること。
- d. を当該機関が実施するにあたり、開発上のリスクを当該機関に対する出資者が理解し、出資比率に基づく責任分担等を明確にできること。

また、「所属」とは、非常勤・常勤は問わず職員として従事している場合とします（ただし、実証事業代表者は常勤である必要があります）。

事業に参画する方として登録いただく方については、5%以上のエフォートを原則とし、他の実施・提案中の事業と合わせたエフォートが100%を超えないよう留意ください。

②情報保障に関する要件

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 環境省から「物品の製造契約、物品の購入契約及び請負契約に係る指名停止等措置要領」及び防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- エ 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

※環境省「物品の製造契約、物品の購入契約及び請負契約に係る指名停止等措置要領」

<https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/buppin%20teishi%20yoryo.pdf>

※防衛省「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」

http://www.clearing.mod.go.jp/kunrei_data/j_fd/2013/jz20130801_10622_000.pdf

(2) 事業の実施体制

事業は複数の民間企業等による共同事業又は単独の民間企業等による事業のいずれの形態で行うことも可能です。ただし、応募いただく課題に対応した実施体制であることとともに、実証に向けた社内外のコンセンサスの形成が重視されることに留意してください。

実施体制における代表者について、年齢・役職等は問いませんが、上記3.（1）に示した民間企業等に、常勤で所属している方とします。1人の事業者による事業の場合は、当該事業者が代表者となります。共同事業の場合には、代表者が所属する機関以外の民間企業等を共同実施者とします。なお、共同実施者としては、個人で事業を実施する方も認められます。

代表者は、本事業に関する応募書類の提案者となるほか、環境省での審査過程に関する連絡・対応に当たり総括的な責任を有します。代表者は、事業が採択された後、円滑な事業の推進と目標達成のために、事業参画者を代表して事業の取りまとめを行うとともに、事業参画者の役割分担を含む事業計画の作成及び見直しに係る調整等、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくことになります。

このため、代表者の所属する機関においては、本来、これらの事務について迅速に対応できる体制を有していることが必要です。

なお、事業の実施体制は、中間評価や進捗管理等における指摘事項への対応や人事異動等のやむを得ない事情のため環境省が承認した場合を除き、原則として事業開始当初に登録されていない民間企業等を途中で追加する等の変更はできません。

また、複数の事業者等を実施体制に含めようとする場合には、当該事業者等は事業の実施に当たり必要不可欠な者に限るものとします。

○情報保全に係る履行体制に関する資料は次を基準とする。

- ① 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報について、環境省及び防衛省が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱うとともに、契約相手方の代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、当該契約に基づきその取扱いを認められた者以外の者は、これに接してはならず、かつ、職務上の下級者等に対してその提供を要求してはならない旨を定める社内規則（締約締結のときまでに施行予定であるときは、当該施行期日が明記された発簡済みの未施行規則）の写し（仕様書の要求に関わらない部分は、残余の部分から当該部分が仕様書と無関係であると判別できる態様により、墨塗り等の方法により消除することができる。）
- ② 契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者（③において「親会社等」という。）の一覧及び契約相手方との資本又は契約（名称如何を問わない何らかの合意をいい、間接契約、三者間契約等を含む。以下同じ。）関係図
- ③ 顧客との契約に基づき契約相手方以外の者に対する伝達又は漏えいが禁じられた情報が報告、共有その他情報提供の対象とならないことが明記された契約相手方とその親会社等との関係を規定する契約を化体する書面すべての写し（仕様書の要求に関わらない部分は、残余の部分から当該部分が仕様書と無関係であると判別できる態様により、墨塗り等の方法により消除することができる。）

4. 公募から採択までの流れ

公募から採択までの流れとスケジュールは、おおむね以下のとおりとすることを予定しています。





3. 採択課題の決定（令和5年1月下旬頃）

○審査委員会によるヒアリング審査について

審査は「環境省研究開発評価指針」に準じて行います（<http://www.env.go.jp/policy/tech/guide.pdf>）。審査委員会では、審査委員によるヒアリングを行った上で、以下の観点から採否等について審査します。ヒアリングでは、「【概要資料】令和4年度硫黄島及び南鳥島における再生可能エネルギー等導入実証事業」として提出いただいた資料で説明いただきます。なお、ヒアリングの日程や場所等については、応募いただいた事業者の方に別途通知します。ヒアリング審査が行われる可能性がある期間（令和5年1月下旬頃）は、なるべく予定を入れないようにしてください。

(1)～(6)は10点満点とし、問題ない水準（採択しても良い水準）を6点とします。また、(1)～(5)（合計）と(6)の比率を1：1として、合計点を算出します。

(1)実施内容の妥当性…本事業の対象に合致しているか。導入における課題等を的確に把握し、その解決策について具体的に提案されているか。これまでのデータ・成果を理解し、実施計画が具体的かつ合理的に立案されているか。

(2)目標設定・達成可能性…導入の目標（成果品（機器、システム）の性能・コスト・CO2削減効果等）は具体的・定量的に設定され、妥当かつ十分であるか、目標の達成が見込まれるか。

(3)実施体制・実施計画…課題実施体制・実施計画が、実証事業内容や目標に対して妥当であるか。適切なマネジメントが見込まれるか。直近3年間、税の滞納がないこと。

(4)技術の事業化・普及の見込み…当該事業終了後、事業の水平展開及びCO2削減効果が相当程度見込まれるか。

(5)総合評価…(1)～(4)の観点に加え、(6)実証事業経費の妥当性や総事業費に対するCO2削減効果（費用対効果）等、それ以外の観点も含めた総合評価。

(6)経費の妥当性

○採択事業の決定について

事業の採否及び委託額の決定は、審査委員会による審査・議論をもとに行います。採択に当たっては、評価結果や委員の意見等を考慮し、計画の内容、事業費、実施体制等の変更を条件として付す場合があります。なお、不採択の理由等に関する問い合わせに関しては、回答できかねますので、ご了承ください。

5. 応募に当たっての留意事項

(1) 既助成課題の応募の禁止

環境省を含む他の公募事業等により実施中の実証事業と内容が類似している実証事業については、本事業へ応募できません。

また、本事業への応募後、当該応募に係る実証事業と内容が同じ実証事業等が、他の公募事業等に採択された場合は、直ちに対応する環境省の部局にご連絡ください。（問い合わせ先は「7. その他」参照）

なお、不合理な重複及び過度の集中を排除するため、必要な範囲内で、応募内容の全部又は一部について、他府省の公募事業担当課（独立行政法人の配分機関を含む。以下同じ。）に情報提供する場合があります。また、採択後であっても、不合理な重複及び過度の集中が明らかになった場合は、採択を取り消すことがあります。

(2) 実証事業代表者の変更等の措置

実証事業代表者は、採用、転出、転任などの事由により所属する機関等を変更する場合、又は、事故、病気、長期の出張その他やむを得ない事由により課題の実施を他の者に委ねる場合は、あらかじめ環境省の承認を得た上で、委託事業の規定に沿った手続き

が必要となります。

(3) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、実証事業の不採択や採択の取消し、契約の解除、事業費の返還又は減額配分を含む措置をとることがあります。

(4) 経費の適正な管理について

各機関の責任において経費の管理が適正に行われるよう、各機関等は実証事業経費に係る不正を誘発する要因を除去し、抑止機能のある環境・体制の構築に努めてください。また、これについて、実証事業代表者は各機関に周知する必要があります。公的開発費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該機関では開発・実証が実施できないことがあります。開発機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により環境省が指定する場合は、委託開発費の支払い方法の変更や開発費の縮減等の措置、開発体制の見直し等に従う必要があります。また、環境省による経理の調査や国の会計検査等に対応していただきます。

(5) 事業の中止等の措置

実証事業代表者は、感染症の蔓延や天災地変その他やむを得ない事由により課題の全部又は一部の遂行が困難となった場合は、本事業の中止等について環境省と協議するようにしてください。事業者都合による中止の場合、環境省から支払った委託費の全額又は一部を返還いただく場合があります。

(6) 予算の繰越制度について

予算の繰越制度とは、課題の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、課題が当該年度内に完了しない場合にも引き続いて実施する必要があり、次の事由に該当すると認められる場合には、財務省との承認を前提として、予算を翌年度へ繰越することができる制度です。

① 計画に関する諸条件

事前調査において、公共施設の管理者等との実証場所や導入する設備の種類等に係る調整が難航するなど、計画の策定までに時間を要し、事業全体が遅延する場合等

② 設計に関する諸条件

事業の実施にあたり、再生可能エネルギー等の供給量の変更、利用側の受入れ条件の変更等により、設計に不測の日数を要する場合等

③ 気象の関係

降雪等異常気象により工期に不測の日数を要する場合等

④ 用地の関係

実証のための施設整備に必要な用地確保にあたって、地権者との用地交渉に不測の日数を要する場合等

⑤ 補償処理の困難

実証のための施設整備に伴い、騒音・振動問題が発生し、地元との調整に不測の日数を要する場合等

⑥ 資材の入手難

類似例の少ない先進的な事業のため、次世代素材自体の確保が困難な場合等。また、特殊な装置を使った評価等が必要な場合があり、当該装置の確保が困難な場合等

(7) 事業内容の発表等について

本事業で実施した内容については、その成果を広く国民へ情報提供していくこととしております。本事業実施中、又は終了後に、環境省自らが発表する場合や成果発表会等で事業者へ発表いただく場合がありますので、ご了承ください。また、環境省担当官の

求めに応じて、必要な情報等を提示する必要があります。

他府省等を含む外部からの実施内容等に関する照会の際にも、回答をする前に事前に環境省に必ず確認する必要があります。

なお、本事業の範囲において学会の発表及び参加並びにシンポジウムの開催等が必要となる場合は、環境省から別途指示を行います。

(8) 事業資料等の提出について

本事業では、事業の継続を判断するための中間評価や、事業終了直後の達成度に係る評価、また事業終了後数年間の実用化に向けた取組の進捗状況等を把握することを目的として、事業概要等を明記した資料の提出を適宜求めることとしています。この点にご協力いただけない方は、本事業への応募をご遠慮ください。

(9) 検討会の実施について

本事業の実施課題においては、事業の進捗管理及び事業化に向けた計画・戦略等の検討のため検討会を実施することとしています。採択課題の代表事業者には、検討会を主催していただきますので、ご了承ください。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からウェブ会議を活用した検討会の開催を推奨します。

(10) 委託事業経費として計上できる経費について

委託事業経費として計上できる経費は10~12ページのとおりです。

(11) 実証事業における撮影等の記録について

5. (7)の成果発表会、5. (8)の中間評価及び事業終了後の社会実装等に役立てるため、原則事業期間中に実証時の写真や映像を記録していただきます。委託事業では、業務の性質上、記録について環境省成果として公表する場合がありますので、ご了承ください。

(12) 本事業における委託事業の性質について

本事業における委託事業は、試験機等を用いてデータを収集し、知見を得た成果を環境省に報告いただき、その対価として環境省が委託費を支払う契約行為です。本事業の目的に合致する事業を環境省の代わりに実施するものであり、環境省の求めに応じて事業を実施する必要があることに留意してください。

(13) その他

本業務を行うに当たって、閲覧希望者は、必要に応じて「令和2年度硫黄島及び南鳥島における再生可能エネルギー等導入に向けた調査・検証委託業務」及び「令和3年度硫黄島及び南鳥島における再生可能エネルギー等導入に向けた調査・検証委託業務」に係る資料（業務報告書）を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

なお、閲覧を希望する場合は誓約書を持参すること。

また、閲覧を希望する資料であっても、情報セキュリティ保護等の観点から、提示できない場合がある。

連絡先：環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室

(TEL: 03-5521-8339)

○委託事業

事業の実施に必要な経費として計上できる経費の区分は、以下のとおりです。

＜委託事業の経費の区分＞

直接費	人件費	<p>事業に直接従事する者の人件費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証事業者本人、機関で直接雇用する研究員の給与及び法定福利費、通勤手当、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、委託業務に係る退職手当等 ・他機関からの出向実証事業者の経費等
	業務費	<p>事業の実施に必要な知識、情報、技術の提供に対する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部委員に対する委員会出席謝金、講演会等の謝金 ・個人の専門的技術による役務の提供への謝金（講義・技術指導・原稿の執筆・査読・校正（外国語等）等） ・データ・資料整理等の役務の提供への謝金、通訳・翻訳の謝金等 <p>※個人に委嘱するものを想定</p>
	旅費	<p>旅費に関わる以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するに当たり実証事業者及び補助員（学部学生・大学院生を含む。）の外国・国内出張又は移動にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費） ・事業への協力者に支払う、事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための外国・国内への出張又は移動にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費） ・実証事業者等が赴任する際にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、移転費、扶養親族移転費、旅行雑費）等
	会議費	<p>事業の実施に直接必要な会議等の開催に要する経費</p> <p>（委員会開催費、会議等に伴う飲食代等）</p>
	備品費	<p>業務に直接必要な備品（取得単価額が50,000円以上であって、消耗品に該当しない物品）の購入経費</p>
	消耗品費	<p>業務に直接必要な物品の購入費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取得価格が50,000円未満の物品 ・取得価格が50,000円以上の物品であって、おおむね2年程度の反復使用に耐えない物品、破損しやすい物品又は事業の終了をもってその用を足さなくなる物品 <p>（試薬、消耗実験器具、消耗部品、書籍雑誌、ソフトウェア、試作品等）</p>
	借料及び損料	<p>業務に直接必要な機械器具等のリース・レンタル料や損料、会議等の開催に当たって必要な会場借料、土地等の不動産の借料など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品等の借損（賃借、リース、レンタル）及び使用にかかる経費、倉庫料、土地・建物借上料、圃場借料 ・機関内の施設・設備使用料 ・データ・権利等使用料（特許使用料、ライセンス料（ソフトウェアのライセンス使用料を含む）、データベース使用料等） ・レンタカー代、タクシー代（旅費規程により『旅費』に計上するものを除く。）等（ただし、公共交通機関を利用することが合理的でないと認められる場合に限る。） ・リース期間は原則法定耐用年数とし、リース料金は環境省事業実施期間中のみ認められる（日割りにより、事業実施期間中の経費を算出すること。） <p>※受託者の事務所の家賃や共用部等、委託業務のみに使用していると認められない経費については計上できない。</p>
	賃金	<p>業務に直接必要な業務補助を行う補助員に対する給与</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・リサーチアドミニストレータ、リサーチアシスタント ・実証事業補助作業を行うアルバイト、パート ・技術補佐員、教務補佐員、事務補佐員 等
	通信運搬費	事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料（電話料、ファクシミリ料、インターネット使用料、宅配便代、郵便料等）
	光熱水費	事業の実施に使用する機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道等の経費
	印刷製本費	事業に係る資料や報告書等の印刷、製本に要する経費（チラシ、ポスター、写真、図面コピー等の印刷代、報告書の製本代、論文別刷り代等）
	雑役務費	<p>業務の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務に必要な経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業に直接必要な装置のメンテナンス、データの分析等の外注にかかる経費 ・機械装置、備品の操作・保守・修理（原則として当事業で購入した備品の法定点検、定期点検及び日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む）等の経費 ・設計（仕様を指示して設計されるもの）、試験、解析・検査、鑑定、部材の加工等の経費 ・通訳、翻訳、校正（校閲）、アンケート、調査等の経費等 ・広報費（ホームページ・ニュースレター等）、広告宣伝費、求人費 ・労働者派遣法に基づく派遣職員 ・薬品・廃材等処理代 ・書籍等のマイクロフィルム化・データ化 ・学会参加費（学会参加費と不可分なランチ代・バンケット代を含む。学会に参加するための旅費は『旅費』に計上） ・実証事業成果発表費（論文審査料・論文投稿料（論文掲載料）） ・保険料（事業に必要なもの。実証試験中の対物・対人事故をカバーする賠償責任保険等） ・振込手数料 ・薬事相談費 <p>※業務の性質上、一般管理費を含む雑役務費は、一般管理費の算定根拠から除くこと。</p>
	外注費	業務に直接必要な経費のうち、受託者が直接行うことが出来ない業務、直接行うことが適切でない業務を他者へ委任して行わせるために必要な経費原則として、直接費（人件費＋業務費）と間接費（一般管理費）の合計額の1/2を超える額を外注費として計上することはできません。
	共同実施費	<p>業務を実施するに当たって受託者とともに業務を分担する機関（共同実施者）に対して委託業務の一部を委託する経費。</p> <p>※共同実施費については、直接費（人件費＋業務費）と間接費（一般管理費）の合計額の1/2を超えて計上可能。</p>
間接費	一般管理費	<p>委託業務を行うために必要な経費のうち、業務に要した経費としての特定が難しいものについて、契約締結時に一定割合で認められる経費。役職員の手当や管理部門などの管理経費、事務所の家賃、光熱水料、回線使用料、汎用文具等に要する経費で委託業務に要する経費として特定することが難しいものの、一定の負担が生じている経費として計上するもの。</p> <p>（受託者の内部規定等で定める率、合理的な方法により算出したと認めら</p>

		れる率又は環境省が定める率を直接経費より外注費・共同実施費を除いた額に乗じて得た金額以下)
消 費 税		上記計の10%

※委託事業において、やむを得ない場合に限り、備品費の計上を認めます。

※原則、原状回復のための費用を計上すること。

※原則、開発した設備・機器等の終了後の自治体等への譲渡は認めておりません。

※この他、経費の取扱や精算に必要な書類等については、「環境省における委託業務経費の算出に関する基本方針」（平成31年3月環境省大臣官房会計課）等によります。

基本方針URL →

<https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/kihon%20houshin20190306.pdf>

6. 応募書類及び手続

応募に当たっては、下記①～⑥の資料を PDF 等に変換せずに事務局メールアドレスに纏めて送付してください。

受付期間：令和4年12月5日（月）～ 同年12月26日（月）（17：00）

提出先：chikyu-jigyo@env.go.jp

vm-tech@vmi.co.jp

（両メールアドレスにご送付ください。）

- ①【概要資料】令和4年度硫黄島及び南鳥島における再生可能エネルギー等導入実証事業
- ②【詳細資料】令和4年度硫黄島及び南鳥島における再生可能エネルギー等導入実証事業
- ③ 実績資料（様式任意）
 - ※実証事業代表者が所属する機関の事業概要やこれまでの実証事業等の実績が分かる資料（簡易なもので結構です）
- ④本役務の実施体制に関する資料
 - ・業務従事者リスト及び次に示す履歴資料
 - ・業務従事者に係る履歴資料は、任意の書式により次の内容を記載する。
各業務従事者毎の氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績その他の経歴、専門的知識その他の知見、資格、母語及び外国語能力、国籍その他文化的背景、業績等（修業、従事、取得等の時期及び期間を含む。）
- ⑤ 直近3年間の納税を証明する書類
 - ※実証事業代表者が所属する機関等の直前3年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（納税証明書（その1・納税額等証明用））
法人税法上、免除されている機関については本資料の提出は不要です。
- ⑥ 事業実施に係る承諾・承認書
 - （ア） この承認書等は実証事業者毎に提出すること。
 - （イ） 所属機関長の職・氏名・職印欄は、学部長、附置研究所等の部局長が承認書等に関する権限を委任されているときは、委任された者の氏名で差し支えない。
- ⑦ 十分な実証事業体制が確認できる資料（設立から3年未満の機関のみ）
 - 設立から3年未満の提案者はp4. 3. (1)のa.～d.の各要件を満たすことを確認できる資料を提出してください（様式任意）。

上記全ての資料の提出が整った時点で、応募を受け付けるものとし、いずれか一つでも提出が確認できない場合は、応募の完了とは見なしませんのでご注意ください。

い。また、応募書類の作成に当たっては、必ず様式の記載内容及び作成要領に従って作成するようお願いいたします。なお、受付期間以降に当方で受け取った書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、応募を受け付けません。

(1) 注意事項

<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募書類様式のダウンロード 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度・事業内容を確認の上、所定の様式ファイルをダウンロードしてください。
<ul style="list-style-type: none"> ・ ファイル種別 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案書類は以下のバージョンで作成されたものでないと、うまく表示できない場合がありますのでご注意ください。 <ul style="list-style-type: none"> ○ Word 2010以降 ○ Power Point 2010以降
<ul style="list-style-type: none"> ・ 画像ファイル形式 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案書に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「JPEG」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データ（例えば、CADやスキャナ、PostScriptやDTPソフトなど別のアプリケーションで作成した画像等）を貼り付けた場合、正しく表示されない可能性があります。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案書アップロード 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募できるファイルの最大容量は10MBです。それを超える容量のファイルはメール1件の容量が10MB未満になるよう分割して送付を行うか「環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室」へ問い合わせてください。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案書の修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案書類は、期限後の修正を原則受け付けておりません。不備がある場合のみ当方から連絡します。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 受付状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案書の受理確認は、電話で行ってください。
<ul style="list-style-type: none"> ・ その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案者が責任を持って「環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室」へ提出してください。 ・ <u>契約事務に関するトラブルを避けるため、所属機関の上司（独立行政法人研究機関の場合は、部局長クラス、大学の場合は学部長クラス）及び契約事務担当者から応募の了解を得た上で応募してください。</u> また、<u>国立又は独立行政法人と認められる研究開発機関に所属する研究者が応募する場合（研究参画者の場合を含む。）は、応募内容（提案課題）が所属機関の既存の実証事業及び所管府省の既存の事業と重複していないことを確認してください。確認せずに応募した場合、採択内定が取り消されることがあります。</u> ・ 提案者が公募期間中の災害等の影響により、期限までに提出が出来なくなった場合は、7. その他に記載する問い合わせ先（環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室）へ問い合わせてください。 ・ 原則、持ち込みによる提出は受け付けておりません。

(2) 提出に当たっての留意事項

実証事業代表者が責任を持って当方への提出を行っていただくようお願いします。なお、提出いただいたファイル等は、返還しません。

(3) 特許権等の取扱い

特許権等の実証事業の成果は、委託契約に基づき、受託者に帰属させることができます。納入される成果物に受託者又は第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者が当該著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとし、また、この他著作権等の扱いについては契約書に定めるとおりとします。

(4) その他参考資料

その他、以下の資料を参照してください。

今後の環境研究・実証事業の基本理念、重点領域などの内容については、「環境研究・環境実証事業の推進戦略」（令和元年5月環境大臣決定）を参照のこと。

<http://www.env.go.jp/policy/tech/kaihatsu.html>

評価を実施するに当たっての評価方法等を定めた指針については、「環境省研究開発評価指針」（平成29年7月14日環境省総合環境政策統括官決定）を参照のこと。

<https://www.env.go.jp/policy/tech/guide.pdf>

不適正な経理処理に関する規定については、「環境省の所管する競争的研究資金制度における不正使用及び不正受給に係る研究費の執行停止、応募資格の制限及び研究費の返還等に関する規程」（平成29年7月14日環境省改正）に準じて行います。

https://www.env.go.jp/policy/kenkyu/suishin/rule/pdf/h290714fuseisiyou_kitei.pdf

公的研究費の不正使用等に関し、各研究機関等において今後取り組むべき事項等については、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日総合科学技術会議）を参照のこと。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken060831.pdf>

研究上の不正行為に関する対応方針等については、「研究上の不正に関する適切な対応について」（平成18年2月28日総合科学技術会議）を参照のこと。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/siryu/haihu52/siryu2-1.pdf>

データの捏造等の不正行為が明らかになった場合の対応については、「競争的資金に係る研究活動における不正行為への対応指針」（平成25年2月1日環境省改正）に準じて行います。

<http://www.env.go.jp/policy/tech/accusation/gl.pdf>

7. その他

公募全般に対する問い合わせは、電子メールにてお願いします。電子メールの件名（題名）は「令和4年度硫黄島及び南鳥島における再生可能エネルギー等導入実証事業に関する問い合わせ」としていただきますようお願いします。

また、公募全般に関する事務的な問い合わせではない、個別具体的な応募内容に関する問い合わせや相談については、原則お答えできません。

<問合せ受付期間>

令和4年12月5日（月）～ 同年12月26日（月）（17：00）

<問合せ先>

株式会社価値総合研究所 パブリックコンサルティング第4事業部
Email: vm-tech@vmi.co.jp